

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 川 上 善 行
同 雨 笠 裕 治
同 浜 田 昌 利

令和 6 年度川崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付します。

1 審査の対象

令和 6 年度川崎市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度川崎市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 6 年度川崎市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、「川崎市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 3 1 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に対する聴取及び照会を行った上で、審査を行った。

4 審査の結果

令和 6 年度川崎市内部統制評価報告書について、前述のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

6 審査の結果を踏まえた意見

内部統制制度が導入されて当年度で5年目となるが、日々の内部統制の取組もあり、本市で初めて、内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断された。

しかしながら、当年度は個人情報の紛失・漏えいに関する事務事故等が5年間で最も多い11件発生し、この中には「個人情報等の取扱いに関する個人情報保護委員会からの指導を受けた案件」が2件含まれている。また、評価対象期間外ではあるものの、令和7年度においても個人情報保護委員会から指導を受けた事案が発生しており、3年連続で行政指導を受ける事態となっている。個人情報の管理については、川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、全職員が危機意識をもってリスク管理に取り組むことは当然のこと、漏えい等が発生した際の情報管理責任者たる所属長への報告等、迅速な組織共有・連携について、改めて各所属に周知徹底を図られたい。また、学校においては、その業務の性質上、児童や生徒などの個人情報が日常的かつ頻繁に取り扱われ、個人情報の漏えい等が発生しやすい環境にある。このため、個人情報保護委員会が作成した「学校における個人情報の漏えい等事案を踏まえた個人情報の取扱いに関する留意点について（令和7年6月25日）」も参考に、個人情報が記載された書類の所定場所での保管の徹底やUSBメモリの貸出及び返却の記録と管理者の承認手続による厳重な管理など、組織的・技術的な取組の強化を図られたい。

内部統制評価報告書及び附属資料については、これまで、リスクチェックリストを活用した取組における項目の変更や伝票件数の掲載など、内容を見直してきたところであるが、議会や市民等への説明責任を果たす資料であるとともに、職員が内部統制の意義や現状・成果、取組内容を把握し、内部統制の有効性の確保に資する資料でもあることから、記載の継続的な見直しに努められたい。

制度導入後5年間の内部統制に関する事務事故等の件数は、ほぼ横ばいで推移しており、当年度は「市立中学校における脊柱検査の一部未実施の案件」等の社会的影響の大きい事務事故等も発生している。このような状況を踏まえ、内部統制の取組においては、発生した事務事故等に対する効果的な再発防止策の実施に加え、内部統制の取組が形骸化することのないよう、職員一人ひとりの内部統制に対する意識が持続するような取組が重要である。市民の市政に対する信頼の確保と質の高い市民サービスの継続的かつ安定的な提供がなされるよう、中長期的な視点にも立ち、取組の見直しを行いながら、内部統制を推進されたい。